

次回第3回 2007年10月3日(水) 16時00分～
平成19年(行ウ)第2号 福井県男女共同参画審議会音声記録非公開処分取消請求事件
原告 上野千鶴子 他12名
被告 福井県

2007年9月2日

福井地方裁判所民事部合議2係御中

原告選定当事者 寺町知正
(送付先) 岐阜県山県市西深瀬208-1
Tel/fax 0581-22-4989

原告証拠説明書(3)

◆ 甲第27号証-1及び2 (写し)

福井地方裁判所平成12年06月28日判決

平成11年(行ウ)第19号・公文書非開示処分取消請求事件

出典、最高裁 Web ページの判例集。

《判示事項》 1 知事部局総務部各所属の整理台帳(「不適切な事務処理方法により取得した備品」を記帳した管理簿)の公開請求に対し、知事が同請求に係る公文書は存在しないとの理由でした公開の可否を決定できない旨の通知が、行政処分たる非公開処分に該当するとされた事例

2 知事部局総務部各所属の整理台帳(「不適切な事務処理方法により取得した備品」を記帳した管理簿)が、福井県公文書公開条例2条1項に公開の対象として規定する「公文書」に当たるとされた事例

当該事件は、次の経過であった。

- ・2000年6月28日 福井地裁判決は県の主張を退けた
- ・2000年7月12日 福井県は名古屋高裁金沢支部に控訴した
- ・2001年2月7日 名古屋高裁判決は一審を支持し、県の控訴を棄却した
- ・2001年2月19日 福井県は最高裁に上告受理申立をした
- ・2004年9月10日 最高裁は、上告審として受理しないと決定した
- ・2004年9月17日 敗訴の確定した福井県は、公文書の公開を決定した
- ・2004年9月22日 実際に争点の公文書が公開された

◆ 甲第28号証 (写し) 本件会議を録音した録音機器についての商品説明
原告準備書面(1)第8の求釈明に対する被告準備書面(1)で応答された録音機器について、インターネット上の商品説明部分の写し

出典 <http://www.yodobashi.com/enjoy/more/i/6853336.html>

ヨドハシカメラ

(要点)

ソニー MZ-B10 ポータブルミニディスクレコーダー

MDLPに対応、最長約320分のステレオ録音が可能

80分ディスクを利用すればLP2モードで最長約160分、LP4なら最長約320分のステレオ録音が可能です。

特価：¥23,800(税込) 定価：オープン価格

- ◆ 甲第29号証-1 (写し) 同本件会議を録音した記録媒体についての商品説明原告準備書面(1)第8の求釈明に対する被告準備書面(1)で応答された記録媒体について、インターネット上の商品説明部分の写し

出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』 の「ミニディスク」

(要点)

直径64mm(2.5インチ)・厚さ1.2mmのディスクが横72mm、縦68mm、厚さ5mmのカートリッジに封入された構造になっている・・・CDが全世界に通用するメディアとして広まっているのに対し、MDは日本のみで流行ったのみである

- ◆ 甲第29号証-2 (写し) 同本件会議を録音した記録媒体についての商品説明原告準備書面(1)第8の求釈明に対する被告準備書面(1)で応答された記録媒体について、インターネット上の商品説明部分の写し

出典: ウォッチ編集部 「アクシア、ピアノ塗装風の録音用CD-RとMDメディア」

(要点)

AXIA MD HAPPY COLORS/MD SLIM

MD HAPPY COLORSは、全5色の新色カラーのシェルや、曲名カードが出し入れできる「オイスターケース」を採用。74分と80分それぞれに3枚、5枚、10枚のパッケージをラインアップする。シェルにはクリア感を強調したデザインを採用し、「キラキラ感あふれるデザイン」としている。

- ◆ 甲第30号証-1 (写し) 愛知県日進市議会議事録
「平成19年 3月 定例会(第1回)

平成19年第1回日進市議会定例会本会議[3月6日(火)] 会議記録の抜粋

行政側は、「公開となっている会議の会議録を作成するために録音されたテープにつきましては、実施機関の職員が職務上作成したものでありまして、会議録を作成するまでの間はそれを保管しているものでありますから、本市の情報公開条例の第2条第2号に該当し、公開の対象となると考えております。」と答弁している。

- ◆ 甲第30号証-2 (写し) (関連部分のみ)

日進市情報公開条例(平成11年3月25日 条例第1号)

(目的)第1条 この条例は、開かれた市政の実現のため、市の保有する情報を公開することにより、基本的人権としての市民の知る権利の保障と市政への参加を推進するとともに、市の市民に対する説明責任を果たすことにより、市民と市との信頼関係を深め、もって市民主体の市政を実現することを目的とする。

(定義)第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに議会をいう。

(2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープその他これらに類するもので当該実施機関が管理しているものをいう。

◆ 甲第31号証-1 (原本あり) 三重県の音声記録を公開する処分書。

◆ 甲第31号証-2 (インターネットからの写し)
(関連部分のみ抜粋したため、ページ番号より少ない)
三重県情報公開条例(平成 11年 10月 15日・施行 改正平成 17年 6月 28日)

(目的) 第一条 この条例は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、三重県(以下「県」という。)の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資することを目的とする。

(定義) 第二条 2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

二 三重県立図書館その他実施機関が別に定める機関において管理され、かつ、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として公にされ又は公にされることが予定されているもの

◆ 甲第32号証-1 (原本あり) 宮城県の音声記録を公開する処分書。

◆ 甲第32号証-2 (インターネットからの写し)
(関連部分のみ抜粋したため、ページ番号より少ない)
宮城県情報公開条例(平成 11年宮城県条例第 10号)

(目的) 第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利及び県の保有する情報の公開の総合的な推進に関して必要な事項を定めることにより、県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的とする。

(定義) 第2条

2 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員(県が設立した地方独立行政法人及び公社にあつては、役員を含む。以下この項において同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びスライドフィルム(これらを撮影したマイクロフィルム

ムを含む。次項において同じ。)並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。次項において同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

◆ 甲第33号証-1 (原本あり) 秋田県の音声記録を公開する処分書。
料金説明も添付。

◆ 甲第33号証-2 (インターネットからの写し)
(関連部分のみ抜粋したため、ページ番号より少ない)

○秋田県情報公開条例(昭和六十二年三月十三日秋田県条例第三号)(平一〇条例三八・改称)

(目的)第一条 この条例は、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、及び県が保有する情報の提供に関する施策の充実を図ることにより、県民の県政への理解と信頼を深めるとともに、公正な行政運営の確保と県民参加による県政の一層の推進を図り、もつて地方自治の本旨に即した県政の発展に寄与することを目的とする。

(定義)第二条 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員(県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員を含む。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。)並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

以上